

市第 121 号議案

横浜市職員定数条例の一部改正

横浜市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市職員定数条例の一部を改正する条例

横浜市職員定数条例（昭和28年 4 月横浜市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「16,701人」を「16,810人」に、「1,489人」を「1,517人」に改め、同項第 3 号中「19,022人」を「19,105人」に改め、同項第 4 号中「14人」を「15人」に、「15人」を「16人」に改め、同項第 8 号中「3,607人」を「3,624人」に、「3,608人」を「3,625人」に改め、同項第 9 号中「1,545人」を「1,530人」に改め、同項第10号中「2,637人」を「2,652人」に改め、同項第11号中「1,609人」を「1,638人」に改め、同条第 2 項中「45,288人」を「45,527人」に、「2,591人」を「2,533人」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

新規の業務への対応及び既存の業務の見直しに伴い、職員の定数を変更するため、横浜市職員定数条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市職員定数条例（抜粋）

$\left( \begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$

（職員の定数）

第 2 条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市長の事務部局の職員  $\frac{16,810 \text{ 人}}{16,701 \text{ 人}}$   
（うち社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 16 条に定める職員  $\frac{1,517 \text{ 人}}{1,489 \text{ 人}}$ ）  
（第 2 号省略）
- (3) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員  $\frac{19,105 \text{ 人}}{19,022 \text{ 人}}$
- (4) 選挙管理委員会の職員
- |          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| 書記長      | 1 人                                 |
| 書記その他の職員 | $\frac{15 \text{ 人}}{14 \text{ 人}}$ |
| 計        | $\frac{16 \text{ 人}}{15 \text{ 人}}$ |
- （第 5 号から第 7 号まで省略）
- (8) 消防職員
- |            |   |
|------------|---|
| 消防長        | 1 人                                       |
| 消防長以外の消防職員 | $\frac{3,624 \text{ 人}}{3,607 \text{ 人}}$ |
| 計          | $\frac{3,625 \text{ 人}}{3,608 \text{ 人}}$ |
- (9) 水道局の職員  $\frac{1,530 \text{ 人}}{1,545 \text{ 人}}$
- (10) 交通局の職員  $\frac{2,652 \text{ 人}}{2,637 \text{ 人}}$
- (11) 医療局病院経営本部の職員  $\frac{1,638 \text{ 人}}{1,609 \text{ 人}}$
- 2 前項各号に掲げる職員の定数の合計  $\frac{45,527 \text{ 人}}{45,288 \text{ 人}}$ のうち地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項に規定する常時勤

務を要する職を占める職員の定数は、 $\frac{2,533 \text{ 人}}{2,591 \text{ 人}}$ とする。

(第 3 項及び第 4 項省略)

